

藤女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2024（平成36）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1947（昭和 22）年に設置された藤女子専門学校に由来し、1950（昭和 25）年に藤女子短期大学、1961（昭和 36）年に藤女子大学を開学し、その後、短期大学教育から4年制教育へと移行し、現在では札幌市の北16条キャンパスに文学部、石狩市の花川キャンパスに人間生活学部及び人間生活学研究科を置く北海道唯一の女子大学として教育研究活動を展開している。

貴大学は、2009（平成 21）年に本協会の大学評価（認証評価）後、「教職員との人格的触れ合いの中で育まれる学生一人ひとりの躍動する精神の輝きと、教職員一人ひとりの躍動する精神の輝きをもたらす相補的な支援の和」を礎とし、規程等の改定を行い、「自己点検・評価委員会」を中心とする教育研究活動の点検・評価の制度を再構築した。また、外国語教育研究センターを新設し、英語を中心とする外国語教育と海外大学との協定締結に積極的に取り組むとともに、アクティブ・ラーニングの推進などの教育改革に取り組んできた。

今回の大学評価では、貴大学の特徴として、学生の主体的な学びを促進させるため、文学部、人間生活学部において、市町村との協定に基づく調査研究や課題解決策の起案、学生による子育て支援イベントの企画・運営のほか、海外での日本語教授法の実習など、それぞれの学部・学科の特性を生かし、学生自らが考えて現場で実践することを重視した教育を行っていることがあげられる。また、受け入れた留学生に対し、日本人学生による日本語支援の制度を設け、制度の向上に努めながら支援を行ってきたことは評価できる。この制度は、学生への教育効果も見受けられるため、今後の発展に期待したい。

一方で、文学部、人間生活学部で教授数が不足している学科があること、研究科における定員未充足などの課題が見受けられる。今後は、IR推進プロジェクトによる学内データの収集・分析や教養共通科目の再構築の計画が進行中であるため、内部質保証システムを機能させ、課題の解決を図るとともに、教育の質向上に向けてより一層活発な取組みが望まれる。

Ⅲ 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

「キリスト教的世界観や人間観を土台として、女性の全人的高等教育を通して、広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と豊かな人間性を備えた女性の育成」という建学の理念のもとに、目的として「カトリック精神に基づき、教育基本法と学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究教授し、高い徳性と知性とを具備する指導的女性を育成すること」を学則に定めている。さらに、教育目的として、「高度な学問研究を通して、自己の本質、自己と環境との関係について認識し、個性を尊重しつつ、普遍的な真理を求めらるる中で、豊かな教養を身につける」「人類の幸福の追求の中で生じる人間関係、地球環境等に関する矛盾を解決するために、寛容の精神を持って、自由な立場から真実を主体的に追及できる人格の形成に努める」「自己と他者の人間性をかけがえのないものと認め、近隣、地域社会、国などの立場を尊重しつつ、地域社会の諸問題に取り組むと共に、国際意識を育て、世界の平和を願い、人類社会の一員としての責任を果たす人材を育成する」ことの3点を掲げている。

建学の理念、大学及び大学院、各学部・研究科の目的は、ホームページに掲載されるとともに、『大学案内』『学生便覧』によって学生や社会一般に周知を図っている。また、新任教員に対しては教職員研修会における理事長の講話を通じて、兼任講師に対しては大学出講案内を通じて、これらについての理解を促している。さらに「キリスト教学」「聖書学（概論）」等の科目において、学生に建学の理念等についての理解を促している。

建学の理念・目的の適切性については、「自己点検・評価委員会」において検証している。なお、建学の理念・目的等と各ポリシーについて、それぞれの策定時期の違いから関係性の整理が不十分であることを貴大学自らが課題としており、2016（平成28）年に発足した「学長室会議」において現在検討が進められている。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、2学部6学科、1研究科、教職課程、図書館情報学課程、日本語教員養成課程の3つの課程及び4つの研究所・センターにより構成されている。具体的には、文学部は英語文化学科、日本語・日本文学科及び文化総合学科を有し、人文・

藤女子大学

社会科学の専門性と総合性を合わせ持つ有為なる女性の育成を目指し、人間生活学部は人間生活学科、食物栄養学科及び保育学科を有し、実践的で深い専門教育を行っている。また、人間生活学研究科は人間生活学と食物栄養学の2つの専攻を設け、高度職業人の養成を目指している。

さらに、キリスト教の精神及び文化の研究を行うことを目的としたキリスト教文化研究所のほか、福祉に関する研究、研究助成、指導及び普及事業を行うことを目的としたQOL研究所、国際交流、外国語教育及び公開講座などを企画する国際交流センター、外国語教育研究センターに加え、学生のキャリア形成を支援するキャリア支援センターや情報教育・環境整備を担う情報メディアセンターを設置しており、これらの教育研究組織は貴大学の教育目的を社会貢献を通じて、具体化するにふさわしい組織といえる。

教育研究組織の適切性の検証については、従来は学部・学科において行っていたが、2013（平成25）年度より、全学的な視点で検証するため「自己点検・評価委員会」において検証を行っている。現在、文学部の学科編成のあり方を「学長室会議」が中心となって検討している。

3 教員・教員組織

<概評>

貴大学の建学の理念・目的を達成するため、大学として求める教員像を「本学の建学の精神を重んじ、秩序を守り、職責を全うするもの」と定めている。

教員組織について、文学部及び人間生活学部では学科ごとの専任教員数を原則10名として編制するなどの方針を定めている。専任教員のほかに、特任教員と嘱託教員を配置し、教員組織を補完している。ただし、文学部英語文化学科及び人間生活学部保育学科では、大学設置基準上原則として必要な教授数がそれぞれ1名不足しているため、是正されたい。

教員の募集・採用・昇格については、「教員人事規程」に基づいて行われている。具体的には、教員の募集は原則公募で学部ごとに行い、案件ごとに「定数委員会」「選考委員会」「人事委員会審査」を経て、学長が決定している。また、昇格については、学部ごとの内規に基づき「昇任審査委員会」での審査を受け、「人事委員会」で適否を判定し、学長に上申し、教授会に報告するという手続で行われている。さらに、大学全体の「教員人事規程」に加え、教員人事に関する内規として文学部では「教員選考基準内規」、人間生活学部では「教員人事運用内規」を定めている。なお、人間生活学研究科の専任教員は、人間生活学部専任教員の兼担によって構成されているが、学部での採用の際には、「大学院担当教員の審査手続に関する細則」

藤女子大学

により、大学院を担当することも視野に入れた教員人事を行っている。

教員・教員組織の質の維持・向上を目的とした取組みとして、研究機関への教員派遣を実施し、科学研究費補助金の申請を助成する制度などを設けているが、今後、さらに学内のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を充実させることが望まれる。

教員の教育研究活動の業績評価に関しては、毎年「藤女子大学教員の教育・研究活動」を公表し、専任教員として自らの教育・研究等の質の維持・向上を促すようにしているが、組織的な評価には至っていない。教員組織の適切性の検証については、「学長室会議」において検証システムを検討しているところである。

<提言>

一 改善勧告

- 1) 文学部英語文化学科及び人間生活学部保育学科では、大学設置基準上原則として必要な教授数がそれぞれ1名不足しているので、是正されたい。

4 教育内容・方法・成果

- (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

建学の理念・目的を踏まえ、大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、「幅広く複眼的な視野をもって偏見なくものごとをとらえ、狭隘な思考方法にとらわれることなく、多様なアプローチで課題に取り組み、解決に向けて議論、判断できる」などの6項目の学習成果を明示している。これに基づき、各学部・学科、研究科・専攻の学位授与方針も定めている。また、大学全体の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、「豊かな教養と広い視野を身につけさせるために、共通科目を設置する」「キリスト教的世界観・人間観について理解を深めるために、キリスト教科目を必修とする」などの8項目を示し、大学としての教育課程の編成に対する考え方を明示している。これに基づき、学部においては学科ごと、研究科においては専攻ごとに、教育課程の編成・実施方針を定めている。

大学全体、各学部・学科、各研究科・専攻における学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、いずれも『学生便覧』『履修ガイド』に掲載しているほか、ホームページにて広く公表している。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針等の適切性については、2013（平成25）年に改正された「自己点検・評価委員会規程」により、同委員会を検証の責任

藤女子大学

主体と定め、教務部及び各学科と協力しながら点検している。また、貴大学として、大学全体及び各学部・研究科の教育目的と学位授与方針との整合性や、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との間の整合性など、各ポリシーの有効性を検証していく必要があるとしているので、今後の進展が期待される。

文学部

学部の学位授与方針として、「それぞれの専門領域において基礎的な知識と研究方法を身につけ、自ら課題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・統合することを通して、自らの見解を理論的にまとめることができる」などの5項目にわたり課程修了時に身につけるべき能力等を定めている。これに基づき、各学科の特性に応じた知識・理解・能力を示した学位授与方針として、例えば日本語・日本文学科では「日本語学・日本文学・思想、および漢文学の学習で得た読解力と知識をもとに、広く日本の文化・社会の歴史的かつ現代的諸問題に取組み、批評することができる」ことなどを定めている。

学部の教育課程の編成・実施方針として、「英語文化学科、日本語・日本文学科、文化総合学科の3学科ともに、言語・文学・文化・社会・歴史に関わる多種多様な講義・講読科目を設置し、知識の習得や文献・情報等の正確な理解力を養成する」などの9項目を定めている。これに基づき、各学科の教育課程の編成・実施方針においては、例えば、日本語・日本文学科では「古代から現代に至るすべての時代を網羅して学ぶことができるよう科目をきめ細やかに多数開設するとともに、かつ全体的な視野を獲得するための概論や、歴史的な流れを把握することを可能にする文学史の授業を設け、学びの機会を十分に提供する」ことなどを定めている。

学位授与方針の適切性については、2016（平成28）年に発足した「学長室会議」において検証する制度・システムを検討中である。教育課程の編成・実施方針を策定して3年目であるため、現在、各学科の学科会議において、方針とカリキュラムの整合性を検討しているところである。

人間生活学部

学部の学位授与方針として、「生活の質・生き方の質向上という共通の目標を目指して、基礎的知識を総合的・横断的に用いつつ、各学科の専門分野の知識、技能を修得し、それらを応用できる」ことなどの4項目にわたり課程修了時に身につけるべき能力等を定めている。これに基づき、各学科の学位授与方針として、例えば、人間生活学科では「衣食住を基本とする生活の形成や、生活上の困難・障がい有する人びとへの支援、条件を違える人びとがともに地域づくりや環境づくりに寄与する専門的知識と技能を修得し、それらを応用できる」ことなどを定めている。

藤女子大学

学部の教育課程の編成・実施方針として、「専門領域における生活の諸問題に対処するため、それぞれの学科専門領域の講義、演習、実習をバランス良く配置し体系的に学修できるカリキュラムを構成する」ことなどの6項目を定めている。これに基づき、各学科の教育課程の編成・実施方針においては、例えば、人間生活学科では「初年次に生活科学・社会福祉・地域環境の3区分の専門科目群を学ぶうえで必要な学習方法と、自らのキャリア選択に求められる基礎的な知識・技能や多様な見方・考え方について導入教育を行う」ことなどを定めている。

学位授与方針の適切性については、2016（平成28）年に発足した「学長室会議」において検証する制度・システムを検討中である。教育課程の編成・実施方針は策定して3年目であるため、現在、各学科の学科会議において、方針とカリキュラムの整合性を検討しているところである。

人間生活学研究科

研究科の学位授与方針について、専攻単位の教育目的に基づき、人間生活学専攻では、「人間生活」「生活環境」「生活福祉」の3分野において、食物栄養学専攻においては、「食品品質」「生体機能」「栄養管理」の3分野において、研究能力を身につけ、「個人や社会のQOLの向上に貢献できる」者に学位を授与することを定めている。

教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針に基づき、専攻ごとに策定されている。人間生活学専攻、食物栄養学専攻ともにそれぞれ設定した3分野から科目を開設し、分野横断的な履修を必修とすることを定めている。

教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、毎年度在籍する大学院学生を対象に『大学院生活満足度調査』を実施し、結果を大学院FD委員長が定例研究科委員会にて「連絡報告事項」として報告し、これらを受けて専攻会議において、必要に応じて改正を行っている。

（2）教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

学部においては、「大学設置基準」を踏まえ、教養教育を担う科目として、学科専門科目のほかに「学部共通科目」を設けている。また、文学部及び人間生活学部に共通する導入教育として、2012（平成24）年に「女性とキャリア」を開設し、学生が学科の科目の体系性について理解し、大学生活における自己の学びの計画を立て、将来的なキャリア観を養う機会となっていることは、学生の体系的な履修に配

慮しているといえる。教養教育は概ね初年次教育を担うものと位置付けられ、建学の理念を理解する礎として、文学部では「キリスト教学」「聖書学」、人間生活学部では「キリスト教学」「聖書学概論」を必修としている。現在、共通教育の充実のため「教養科目・共通科目再構築プロジェクトチーム」を設けて、カリキュラムの改定を行っている。なお、両学部ともカリキュラム・マップを作成し、学位授与方針と教育課程の関係性を示すとともに、学生に段階的な学習を促している。

人間生活学研究科においては、教育目的、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に則り、人間生活学専攻では、「人間生活」「生活環境」「生活福祉」の3分野を、食物栄養学専攻においては「食品品質」「生体機能」「栄養管理」の3分野を配置し、それぞれ分野横断的に、かつ、専攻の枠を越えて履修できるように編成している。そうした各専攻におけるコースワークの履修をもとに、リサーチワークとして修士論文の「特別研究」へ進むよう教育課程を編成している。

教育課程の適切性は、各学科・委員会等において点検した結果を「自己点検・評価委員会」に集約し、同委員会での検証を経て教育課程の変更が立案された場合は、教務部委員会、教授会又は研究科委員会で検討し、評議会での審議を経て、学長により決定される。

文学部

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、各学科の特色を生かした特徴的な授業科目を開設している。授業科目は、いずれの学科でも「学科基礎科目」「講義科目」「基礎演習科目」「演習科目」「卒業研究関連科目」に分類され、「基礎－発展－完成」という段階で学生の順次的・体系的な履修に配慮されている。学生には開講学年の明示と『クラスター履修ガイド』、履修相談会等で、この3つの段階の周知が図られているが、『学生便覧』での表記方法には差が生じている。教養教育を担う全学開講科目に加え、文学部では建学の理念を具現化する「聖書学」を1年次後期で必修とし、外国語に関しては学科単位で選択必修外国語を設定している。そのうえで、各学科で4年間の学びの集大成として、卒業研究を必修化している。また、オープン・カリキュラム制度を採用し、クラスター制を設置して学科横断的な履修方法を提供しており、意欲的な試みがなされている。

「教職課程」「図書館情報学課程」などの資格に対応する課程のほかに、特定の分野を集中的に学ぶ「英語エキスパートプログラム」や「日本語教員養成課程」「児童英語プログラム」を提供している。なお、外国語教育研究センターが開設され、外国語カリキュラムの編成について検討する体制が設けられたことにより、今後は、「英語エキスパートプログラム」の発展が期待されることである。

教育課程の適切性については、学科会議で検討し、「教務部委員会」を経て「自

己点検・評価委員会」に報告され、そこでの検討のうえ、学部教授会等へ提案され、審議を経て、学長の決定により改正を行うこととしている。現在、カリキュラムについて、学科のあり方も含めて検討中である。

人間生活学部

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、全学開講科目に加え、「聖書学概論」「哲学」「文学」等の教養科目を学部科目として設置し、そのうえに各学科の専門科目が積み上げられている。従来から実習や実験科目が多く配置されており、講義・演習などで身につけた学修内容・知識を踏まえ、実社会で必要な能力を身につけられるような教育課程を編成している。「卒業研究」はほとんどの学生が履修しており、資格取得とともに、それに向けたスキルを積み上げていくような教育課程が構築され、目的別に組まれた学修モデルを設定するなど学生の順次的・体系的な履修に配慮されている。

教育課程の適切性については、学科会議で検討し、「教務部委員会」を経て「自己点検・評価委員会」に報告・検討のうえ、学部教授会等での審議を経て、学長の決定により改正を行うこととしている。

人間生活学研究科

専攻ごとに教育課程を編成しており、人間生活学専攻では、「人間生活」「生活環境」「生活福祉」の3分野で科目を設けており、分野ごとに演習科目と特講科目を配置している。そのうえで、必修科目として「特別研究」を設けている。食物栄養学専攻は、「栄養管理」「食品品質」「生体機能」の3分野で科目を設け、「食物栄養学総合講義」「食物栄養学研究法」及び「特別研究」を必修としている。また、家庭科教員専修免許を取得するのに必要な科目、食物栄養学専攻では栄養教諭専修免許を取得するのに必要な科目を設けている。分野ごとに演習科目と特講科目を設けており、人間生活学専攻、食物栄養学専攻ともにコースワークとリサーチワークが組み合わされた教育課程を編成している。

カリキュラムの適切性の検証を行う責任主体に関しては専攻会議で検討し、研究科委員会を経て、「自己点検・評価委員会」で報告・審議のうえで、学長の決定により改正を行うこととしている。カリキュラムについては、「学長室会議」において、専攻のあり方を含めて検討中である。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

学部における授業の形態は、講義、演習、実験、実習、実技の各類に区分され、教育目標の達成に向け、それぞれの教育内容に適した授業形態を採用し、各学部・学科の教育課程の編成・実施方針に科目の配置の方針を示したうえで、各課程の科目編成に反映されており、教育目的を達成するための授業形態となっている。また、学生の主体性を養うとともに実践的な学びを促すため、文学部、人間生活学部ともに、現地調査や子育てイベントの企画、海外での日本語教授法の現地実習など、学部・学科の特性に応じた工夫をしており、特徴的な教育となっている。さらに、適切な授業期間が確保され、1年間に履修登録できる単位数の上限は、学部ごとに設定されている。なお、両学部とも3年次への進級判定制度を採用している。

人間生活学研究科では、その教育目的を達成するため、コースワークの中で講義から演習へと体系的な学修を促している。既修得単位の認定については、学部・研究科でそれぞれ適切に定められている。

シラバスは統一した書式で作成され、その記載内容は第三者による事前チェック後、ホームページで学生に公表している。しかし、シラバスの適切性の検証は、教務部委員による第三者点検の体制がスタートしたが、まだ改善の余地があると自己点検・評価しているため、今後の改善が期待される。成績評価は、期末テスト、レポート、授業内小テストの各要素に基づいて、あらかじめシラバスに明示した方法で評価されている。

F D活動としては、学生主体の授業への取組みを促進するためポータルサイト（F-station）を導入し、アクティブ・ラーニング推進のため「ラーニング・コモンズ研究会」を発足するなど教員の教育方法の研鑽がなされているが、教育内容・方法等の改善は教員個人に任せられているため、今後より一層F D活動を充実させていくことが期待される。教育内容・方法の改善を図るため、両学部及び人間生活学研究科のいずれも「F D委員会」を中心に、取組みを企画し、実施している。

文学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業は講義と演習を中心としており、必修の「卒業研究」に向けて、2年次以降で少人数によるゼミを行っているほか、1年次向けの「文章表現」で論文の書き方などの技能の修得を図っている。

履修指導、学習指導については、新入生オリエンテーションでの「教務部指導」、各学科のクラス担任によるガイダンスを実施するほか、各学科、3学科合同の履修相談会も開催している。また、英語文化学科ではアカデミックアドバイザー制度を、日本語・日本文学科では副担任制を、文化総合学科では「基礎演習」を設け、各教員が10名程度の学生に対して学修・生活面での指導を行っている。

藤女子大学

2014（平成 26）年度より追試験の受験資格が制度化され、2016（平成 28）年度より GPA 制度を導入している。

また、「異文化コミュニケーション演習 B-b」で学生自らが企画してフィールドワークを実施し、民俗調査に取り組んでいるほか、「日本語教授法」では台湾の協定校にて現地実習を行い、実践的な学びの機会を学生に提供しており、学生の主体的な学びを促進していることは高く評価できる。

教育内容・方法の適切性の検証は、「文学部 FD 委員会」がその任を務めることになった。教務部が実施する「学習状況に関する調査」結果を検証し、「授業改善のためのアンケート」結果を全学に対して公表し、ホームページでも公開している。さらに「文学部 FD レター」を発行し、教職員全体で情報の共有を図っており、例えば成績評価基準の明確化に取り組んでいる。

人間生活学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業は講義、演習、実験、実習を中心としており、実践的なスキルを修得できる教育方法を採用している。従来から実習や実験科目が多く配置されており、講義・演習などで身につけた学修内容・知識を学生間あるいは教員とのディスカッションを行いながら有機的に結びつくようにアクティブ・ラーニングの手法を用い、実社会で必要な能力を身につけている。食物栄養学科では、管理栄養士国家試験対策として独自の e ラーニングを取り入れ、成果を上げている。

地域等における実践的な学びを促すため、「フィールドワーク A・B」において、石狩市との包括協定に基づく調査研究や課題解決に向けた取組みのほか、フィリピン・セブ島における住居・環境に関するワークショップに取り組んでいる。また、「子育て支援 I・II（演習）」では学生が子育て関連イベントの企画・運営を行っており、学生の主体的な学びを促すとともに、地域の課題に取り組む人材の養成に寄与していることは高く評価できる。

「人間生活学部 FD 委員会」は、授業改善のためのアンケートを実施し、結果を分析し、ホームページにも公開している。また、アンケート結果を受けて、報告書の作成、公開授業、授業参観等を積極的に進めている。

人間生活学研究科

「特別研究」を担当する教授が指導教員を務め、学生はその指導教員の講義科目と演習を履修し、修士論文の作成指導を受けている。2015（平成 27）年度入学生より「研究指導計画書」に基づいて入学年度から指導を行う体制を整えており、学生は中間報告会を経て「修士論文題目届」を提出している。また、研究科として、学

位取得までのスケジュールや指導方法を明示しており、計画的な指導を行っている。

社会人学生への教育上の配慮として、就業後の夜間授業開講、集中講義や通学上の便宜に配慮して、必要に応じて北 16 条キャンパスにて授業や研究指導を行っている。また、標準修業年限を超えて学ぶことを可能とする長期履修制度を設け、主に社会人学生の便宜を図っている。

教育内容・方法の検証は、「大学院 F D 委員会」が主体となり、「大学院生活満足度調査」を行い、調査結果を分析し、ホームページで公開している。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 人間生活学部、文学部ともにアクティブ・ラーニングを重視しており、「フィールドワーク」科目では石狩市との包括協定に基づく調査研究や課題解決への提案、フィリピン・セブ島における世帯調査を実施し、「子育て支援（演習）」科目では地域に向けたイベントの企画・運営を行っている。「異文化コミュニケーション演習」科目では学生が企画した民俗調査等を実施し、「日本語教授法」では台湾の協定校にて現地実習を行うなど、学部・学科の特性を生かしつつ、学生の主体的な学びを促す教育が行われていることは評価できる。

(4) 成果

<概評>

大学全体

貴大学における学位授与の要件については、学則及び「学位規程」に基づき明確に定めており、学部教授会が判定した後、学長の決定により学位を授与している。これらについては、『学生便覧』『履修ガイド』により学生に周知を図っている。

人間生活学研究科では、「学位規程」において、修了要件を定めるとともに、研究科委員会で学位授与の可否を審議し、学長により学位を授与するという手続を明らかにしている。また、修士論文の審査については、「大学院人間生活学研究科修士論文規程」及び「大学院人間生活学研究科審査委員会規程」を定め、「研究テーマ設定の妥当性、問題意識の明確さ」などの6項目からなる学位論文審査基準を『大学院生便覧』に示している。

学生の学習成果を測定するための評価指標については、2014(平成26)年度から、教務部において「学習状況に関する調査」を行い、学生の自己評価による学習成果の測定に取り組んでいる。また、ルーブリック導入を検討するなど、学位授与方針に示した課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標の開発に

取り組み始めているため、今後の活動に期待したい。

文学部

学生の学習成果を測定するための評価指標については、「授業改善のためのアンケート」に基づき、各授業に対する満足度を用いて測定している。また、卒業生の進路先や就職率などから、学位授与方針に示した能力を養成することができているとしている。2016（平成28）年度には、GPA制度を導入し、学位授与方針に示した課程修了時における学生の学習成果が身についたかを測定するため、2015（平成27）年度末には卒業する学生を対象に「学修達成度に関するアンケート」を実施して、結果をまとめている。

人間生活学部

学生の学習成果を測定するための評価指標については、「授業改善のためのアンケート」において、学部全体としては概ね教育目的に沿った成果が上がっているとしている。また、食物栄養学科では管理栄養士国家試験の合格率を、保育学科では分野に関連する就職率を、人間生活学科では高いコミュニケーション能力を要するサービス・流通・金融等の業種への就職をもって学習成果を測定するとしている。学位授与方針に示した課程修了時における学習成果が身についたかどうかを測定するため、2015（平成27）年度末には卒業する学生を対象に「学修達成度に関するアンケート」を実施し、結果をまとめている。

人間生活学研究科

学生の学習成果を測定するための評価指標については、「大学院生活満足度調査」を実施しており、個別の要改善点を専攻会議において「カリキュラム」「学習環境」「履修指導」などの視点ごとに検討を行い、改善に努めている。現在、ルーブリックの導入を検討するなど、評価指標の開発に取り組んでいる。

5 学生の受け入れ

<概評>

大学全体として、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、「自分に備わった資質を磨き、さらに人間として成長しようと努力する人」などの4項目を設け、求める学生像を示した方針を定めている。また、これに基づき、学部では学科ごと、研究科では専攻ごとに学生の受け入れ方針を定めており、例えば、人間生活学部人間生活学科では「生活科学、社会福祉、地域環境などの諸問題に関心

藤女子大学

のある人」など、いずれの学科・専攻においても求める学生像を示し、これに加えて入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準及び入学試験方法を具体的に明示している。これらについては、『藤女子大学案内』『藤女子大学入学試験要項』及びホームページに公表している。なお、障がいのある入学志願者の受け入れに関しては、入試要項の受験者注意事項やホームページにて、「出願に先立って必ず入試課へご相談ください」と明示しており、相談に応じて関係部署と調整し、説明している。

公正かつ適切に入学者選抜及び募集を行うために、大学は「入学者選考規程」に則って「入試部委員会」が主体となり、一般入学試験、各種推薦入学試験のほか、社会人入学試験や外国人留学生入学試験を実施している。多様な入学者選考制度を実施しているため、ホームページで分かりやすい説明に努めるとともに、オープンキャンパスや各種相談会で説明を行っている。なお、2013（平成25）年度より文学部及び人間生活学部において導入された「学科特化入学試験」は、各学科特色のある選考制度であり、入学後の専門基礎分野で必要となる知識の修得と理解力を重視している。研究科では、「大学院入学者選考規程」に基づき、統括責任者を研究科長とし、「大学院入試委員」を中心として年2回の入学試験を実施している。

定員管理について、学部においては概ね適切に管理されている。しかし、人間生活学研究科では、収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、改善が必要である。この課題に対して、貴大学では入学申込金や入試検定料の免除などの方策を取り入れ、さらに募集・広報活動を積極的に行うとしているので、引き続き定員確保の方法を検討されたい。

学生の受け入れに関しては、「入試部委員会」が入学試験等の企画・立案・実施・点検を行っている。毎年2月に学生の受け入れ方針に照らし合わせて、学生募集及び入学者選抜が適正に行われたかを学科ごとに検証し、その結果を「入試部委員会」において再度検証している。学生の受け入れ方針については、学科で点検し、改善点は「入試部委員会」で検討した後、検討結果を「自己点検・評価委員会」に報告し、そこで全学的な観点から検証している。なお、今後は、改善策の実施状況についても自己点検・評価を行うことになっている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 人間生活学研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.38 と低いので改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

学習支援・生活支援及び就職促進等の学生支援に関する方針としては、学生支援について「学生が学修に専念し、安定かつ充実したキャンパスライフを通して人間的な成長と自立を促し、かつ社会に貢献できる諸能力の育成を図る」ことを方針としている。

修学支援については、「高度な学問研究に取り組む機会を学生に提供するとともに、そのための諸条件を整備する」ことを目的とし、全学科とも全学年においてクラス担任制を採用し、個人面談により留年者及び休退学者の状況の把握に努めている。また、学部・学科ごとに補習・補充教育に関する授業を必要に応じて設置し、各教員が個別的に学生個人にあわせた修学支援を実施しているが、今後は、組織的な支援体制の構築が望まれる。なお、学生の海外留学については、海外協定校への派遣留学や半期留学、海外短期プログラムなど多彩な留学制度が用意されている。一方で、留学生の受け入れを積極的に行っており、台湾、韓国からの留学生に対して、チューター制度を設けて、学生ボランティアによる留学生の修学支援を組織的に行っていることは高く評価できる。同制度については、チューターに研修を受けさせているほか、『チューターの手引き』を充実させることによって、制度の向上に努めている。障がいのある学生に対しては、対応の申し出があった場合、必要な措置をとっている。精神的障がいのある学生についても、学生相談室などで個別に支援を行っている。ただし、身体的な障がいのある学生の支援補助体制の構築、精神的な障がいのある学生に対する対処方法に関する研修のあり方については、今後の課題としている。

経済的支援としては、貸与と給付の4つの奨学金制度を設けており、なかでも経済的に困窮状態にある学生を対象とした「クサベラ奨学金」の改正を行い、減免対象を拡大し、授業料免除期間を延長するなど学生の個別的な経済状況に応じた支援体制の改善を図っている。今後は、大学院学生に対する経済的支援についても、より一層の拡充が望まれる。

生活支援については、「学生部委員会」と学生課が窓口となって学生生活上の安全確保や課外活動支援等を行っている。個別の学生の支援・相談においては、主に保健センターが中心的な役割を果たしている。また、北16条キャンパスでは、学生相談室内のフリースペースにおいて、問題を抱える学生等への対応などきめ細かな支援が行われている。各種ハラスメント防止に向けた対応としては、相談窓口を設けているほか、学内の教職員に対して毎年学内研修会を開催し、全教職員の参加を促している。

進路支援については、2012（平成24）年度に学内組織間の有機的な連携を強化し

藤女子大学

た「キャリア支援委員会」を設置し、さらに 2014（平成 26）年度には、学生の社会的・職業的自立に向けた指導等及び大学院学生も含めた全学的な取組みが必要であることから、キャリア支援センターを新設している。同センターは、「キャリア支援センター運営委員会」が企画・運営しており、教職協働によるキャリア支援の実効性が期待できる。また、2012（平成 24）年度から、必修科目「女性とキャリア」を開講し、1 年次から 4 年次に至るまで、学内企業説明会、キャリア支援講座などの支援事業を展開している。さらに、就職支援システム「藤女子大学キャリアナビ」を通じて、求人情報や各種セミナーの情報を提供しており、学生の利便性の向上を図っている。

学生支援の取組みの適切性については、改善事項がある場合は、「自己点検・評価委員会」が関係部署間の調整をしたうえで、実行に移すことになっている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 台湾、韓国からの留学生への支援として、日本語サポートを行う学生を国際交流に関するクラブや留学志望者等から有志を募り、「日本語チューター制度」を設け、複数の学生による留学生の語学力のサポートを行っている。チューターとなる学生については、志望目的等を審査・選抜され、説明会や研修を受けたうえで支援を行っており、各学生の目的への準備としても有効な取組みとなっている。支援後には、活動報告書を提出させ、制度の見直しを行っており、『チューターの手引き』の内容を充実させるなど、制度の改善・向上に努めながら、受け入れた留学生への修学支援に取り組んでいることは評価できる。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備に関しては、学生部や教務部などの学生支援部局が連携し、安全で快適な学修環境の構築に取り組んでいるとしているが、明文化された方針はないため、今後方針を策定し、取り組むことが望まれる。校地・校舎面積は大学設置基準上必要な面積を有しており、教室のほか、図書館、講堂、体育施設等の必要な施設・設備を備え、順次、耐震のための改修を進め、「防災管理規程」に基づいて安全確保に努めている。

図書館には十分な質・量の図書、学術雑誌を確保しており、視聴覚資料のほかに、電子データベース等の電子媒体資料も多種導入している。北海道地区の他大学との相互利用環境も整えている。また、花川キャンパス及び北 16 条キャンパスに、そ

藤女子大学

れぞれ専門的資格を有する専任職員を配置している。2015（平成27）年からは、北16条キャンパス図書館内にラーニング・コモンズを新設し、アクティブ・ラーニングに向けた積極的な活動が始まっている。なお、現在、花川キャンパスにはラーニング・コモンズはないが、図書館3階の一部をグループ学習可能なスペースとして試行的に開設し、教育環境の改善を図っている。

教員への研究環境として、研究費の支給とすべての研究室を確保している。また、教育研究の補助として、ティーチング・アシスタント（TA）制度は採り入れている。さらに、教員の研究促進のため、「国内研修・海外研修派遣規程」に基づいて国内外での研修機会が設けられている。

研究倫理の遵守について、「藤女子大学研究倫理規準」を制定し、そのうえで「藤女子大学における研究活動上の不正行為に関する規程」を定め、研修会等を開催し啓発に努めている。大学院学生に対する研究倫理教育は、授業の中で実施しており、研究倫理の遵守徹底に努めている。

教育研究等環境の適切性については、「学長室会議」において将来ビジョン及びそれを実現するためのアクションプランを策定中であり、それに基づき、今後検証に取り組むことが望まれる。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献に関する方針は定めていないものの、教育目的に掲げる「地域社会の諸問題に取り組む」ことに努めており、カトリックセンター、QOL研究所が中心となり、学科主催の公開講座なども盛り込みながら、社会連携・社会貢献を進めている。今後は、貴大学の特性を生かした社会連携・社会貢献に関する方針を策定することが期待される。

地域社会の諸問題に取り組むため、人間生活学部が主体となり、石狩市と包括協定を締結し、石狩市教育委員会と連携して、同学部の学生が市内の小・中学校で教育支援活動を実施するSAT（スクール・アシスタント・ティーチャー）プログラムを実践している。また、同学部保育学科を中心に、地域の親子を対象とした子育て支援である「お手てつないで」を実施しており、この活動には学生も演習を通じて参加している。さらに、文学部においても、2012（平成24）年度より児童英語教育に関する取組みとして、英語文化学科の学生が市内の小中学校でボランティアとして支援に携わっている。これらの活動により、学部の特性を生かし、地域に必要とされる活動を継続的に実践していることは高く評価できる。2012（平成24）年度からはフィリピンでのワークショップを実施し、現地大学との協定のもとで共同調査

を実施して成果を挙げていることは評価できる。その他、学部や研究所、研究会単位で、『研究紀要』を発行し、研究の成果を社会に還元している。

学内では上記以外にも多数の社会連携・社会貢献活動が実施されているが、専門のとりまとめ部署がないため、いずれも個別に行われているのが現状である。しかし、「学長室会議」において専門部署を設置する予定であり、今後は組織的な検証に取り組み、自己点検・評価のPDCAサイクルの中で改善しながら、積極的に社会連携・社会貢献に取り組むことが望まれる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

学校教育法の改正に伴い、「教職員一人ひとりが建学の理念及び教育目的に向け、一致協力して学生への教育・指導に尽力し得る体制を目指す」など学長が示した方針をもとに管理運営方針を見直し、「学長室会議」において「将来ビジョン」を計画している。

「学校法人藤学園理事会業務委任規則」では、教学組織と法人組織の機能分担とその権限・責任が示されており、学長については「学長職務規程」に権限が明示されている。また、教授会の機能・権限については学則等に明記されている。

事務組織については、「事務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、管理運営を所掌する部署と教学組織につながる部署を設けている。教学面では教務部・学生部委員会等には職員もその構成員となって意思決定に参画し、教員と職員は緊密な連携を保ちながらそれぞれの業務に取り組んでいる。また、職員が自らの職能・資質を向上させるべく相互に研鑽を重ね、知識情報等を共有する場として、既存の組織、職位とは別に、職員各々が自由な立場で参加し相互に高め合うことを目的として「SDクラブ」を開設している。全職員が自らの意欲によって自由に参加し活動することで、実質的なスタッフ・ディベロップメント(SD)活動を指向しており、今後の成果に期待したい。その他、外部機関が主催する階層別の職員研修会やセミナーに参加し、研修報告書を作成し、職員間での情報共有を促している。

予算編成は、学長から予算方針を各部門に示し、当該部門から積算された事業別予算資料について、学長、副学長、事務局長及び会計課長が精査・検討し、ヒアリング等を経て、大学の収支予算案を策定している。また、2013(平成25)年度からは予算管理システムの導入により、学内ネットワークのもと、常時、各予算部門での予算管理が可能となり、検収清算部門での適切な残高管理が行えるようになった。

監査については、監事による監査及び独立監査法人による監査を実施している。

監事による監査では、管理運営面での監査機能を高めるべく、定期的なヒアリング等を実施している。

管理運営に関する検証は、部長会議において、全学的な調整を行ったうえで学長が行っている。なお、学則改正等、理事会の審議が必要な事案は、学長が理事会に上申し、決定される手続となっている。

(2) 財務

<概評>

2010（平成 22）年度からの 5 年間の中期財政計画に基づき事業を実施してきた結果、2013（平成 25）年度までは概ね良好な財政状況となっていた。しかし、2014（平成 26）年度に中期財政計画として予定のない講堂・図書館棟の大規模耐震工事を実施したため、財政計画との乖離が生じることとなり、改めて 2014（平成 26）年度に 2017（平成 29）年度までの改修・改築計画をとりまとめた資金計画を策定している。

貸借対照表関係比率及び消費収支計算書関係比率については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、人件費比率、教育研究経費比率について改善の余地があるものの、全体的に概ね良好である。また、要積立額に対する金融資産も現時点では充足しており、教育研究を遂行するための財政基盤を確立している。

外部資金については、科学研究費補助金等の申請を支援する奨励策等により申請数が増加しており、寄附金についてもさまざまな取組みにより、増収に努めている。

今後は、キャンパスの耐震改築工事も予定されていることから、計画的な財源確保を進められたい。

10 内部質保証

<概評>

内部質保証に関する方針として、学則に「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、次の活動を行う」とし、「教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定め、大学の諸活動の点検・評価を「自己点検・評価委員会」が主体となって実施している。

方針に基づき、各部署の規程を見直し、目的と方針を明示するとともに、具体的な担当事項を明確にすることで、それぞれの取組みの検証を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」に報告することとしている。「自己点検・評価委員会」は、各部署からの検証結果を受けて、改善策を決定し、全学的に改善に取り組む組織と

藤女子大学

している。また、各部署を運営する委員に職員を加えることで、教職協同でより実質的な自己点検・評価活動を実施することを目指し、教職員全員で内部質保証に関する意識を共有し、PDCAサイクルの構築に取り組んできた。2015（平成27）年度から内部質保証システムの構築に取り組み、2016（平成28）年度からは「学長室会議」を発足し、IR推進プロジェクトの設置や自己点検・評価活動の支援に取り組むとともに、「自己点検・評価委員会」と関連する各部署の役割の明確化に努めている。今後は、「自己点検・評価委員会」を中心とした検証の仕組みを実質的に機能させ、恒常的・継続的に自己点検・評価に取り組む、改善につなげていくことが望まれる。また、学外者の意見を聴取するなど、自己点検・評価活動の客観性・妥当性をより高めるための工夫が期待される。

なお、2009（平成21）年度に本協会の大学評価結果に真摯に対応し、その結果を『藤女子大学改善報告書』として2012（平成24）年度にとりまとめている。自己点検・評価の結果や貴大学の教育情報、財務情報及び研究倫理規準等をホームページで公表し、専任教員の活動については、毎年「藤女子大学教員の教育・研究活動」としてとりまとめ、公表している。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2020（平成32）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上